

第 2 次射水市男女共同参画基本計画の見直しについて

1 計画見直しの背景

第 2 次射水市男女共同参画基本計画の策定から 5 年が経過し、その間、国では第 5 次男女共同参画基本計画が策定され、県では富山県民男女共同参画基本計画（第 4 次）が策定された。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）では、市町村における基本計画策定が努力義務化とされている。

2 これまでの経過

年 月 日	内 容
令和 2 年 8 月 2 7 日 ～ 9 月 2 3 日	第 2 次射水市男女共同参画基本計画見直しに係る市民意識調査の実施
令和 3 年 2 月 2 5 日	令和 2 年度第 1 回射水市男女共同参画審議会（市民意識調査の集計結果報告）
令和 3 年 8 月 3 日 ～ 1 1 月 9 日	射水市男女共同参画庁内推進会議幹事会において素案の検討

3 計画見直しのポイント

(1) ジェンダー平等の実現

- ・SDGs の 5 つ目の目標として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられた。

(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消

- ・第 5 次男女共同参画基本計画では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や男性の家事・育児・介護参画の促進、防災における男女共同参画の視点を取り入れた取組が重要な取り組み事項とされた。

(3) LGBTQ 等への理解促進

- ・性的指向・性自認（性同一性）等理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりが重要とされている。

(4) 射水市 DV 防止基本計画としての位置付け

- ・DV 防止法第 2 条の 3 第 3 項では、「市町村基本計画」を定めるよう努めるものとしている。

(5) 数値の見直し

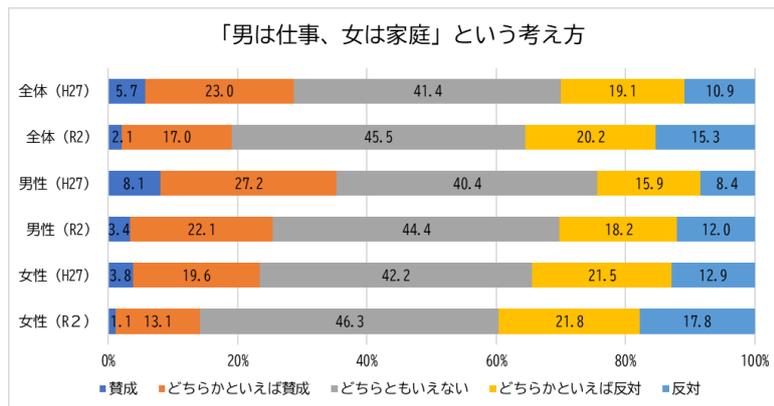
- ・第 2 次射水市男女共同参画基本計画策定から 5 年経過したことにより、市の現状（人口、世帯構成、少子・高齢化に関する状況、就業状況）、市民意識調査の数値の修正を行う。

4 主な見直し箇所

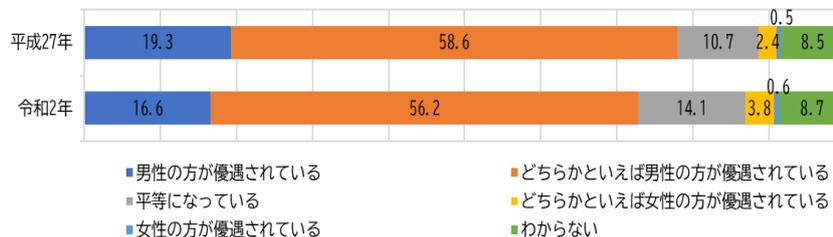
(1) 令和2年度の市民意識調査の反映

市民意識調査の結果から、「男は仕事、女は家庭」といった考え方については、反対の割合が多くなっているものの、まだまだ社会全体では性別による固定的な役割分担意識は根強く存在していることが分かり、引き続き男女共同参画に関する意識調査や教育・学習の推進を図っていく。

【素案p11～p14、p22、p25、p31、p34～p35】



<社会全体では>



(2) 射水市DV防止計画の位置付け

DV防止法第2条の3第3項では、「市町村基本計画」を定めるよう努めるものとし、現行計画の見直しに当たって射水市DV防止計画として位置付けることとする。

【素案p17、p20、p24～p26】

(3) お互いの性の尊重

国際的なジェンダー平等への動きや、国での多様性を尊重する環境づくりに伴い、新たに施策の方向として、お互いの性の尊重を追加する。

【素案p20、p23～24】

(4) 防災における女性の参画推進

防災における男女共同参画の視点を取り入れるため、具体的施策として、女性防災士の増員や避難運営所の性別によるニーズの違いを配慮した環境整備、男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練を追加する。【素案p30】

(5) 仕事と生活の調和のとれた社会の推進

雇用環境の整備に向け、具体的施策として、性別にかかわらず、豊かな生活を送ることができるよう、働きやすい職場環境づくりの啓発を追加する。【素案p33】

5 今後のスケジュール

年 月	内 容
令和3年11月	第1回射水市男女共同参画審議会（素案の検討）
12月	12月市議会定例会にて見直し案の説明 パブリックコメントの実施（12月1日～12月21日）
令和4年 2月	第2回射水市男女共同参画審議会（第1回審議会、パブリックコメントの意見を反映した素案の検討）
3月	3月市議会定例会にて説明 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）の策定